

岐阜大学教育学部附属学校 学校公式 web サイトに関するガイドライン

本ガイドラインは、岐阜大学教育学部附属学校（以下「学校」という。）において、学校公式 web サイトを介してインターネット上に情報を公開するにあたり、情報の掲載手続き、運用方法、公開する情報の取扱い等を定めるものである。

1. 学校公式 web サイトの定義と役割

学校公式 web サイト（以下「学校 web サイト」という。）は、次の（1）のとおり定義し、（2）から（4）までに掲げる目的のために開設する。

- (1) 学校公式 web サイトとは、<https://www.fuzoku.gifu-u.ac.jp> に属するサイトとする。
- (2) 本校の特色や教育活動を広く一般に公開し、地域に開かれた学校づくり推進のために活用する。
- (3) 児童生徒及び保護者に対し、学習活動や学校行事に関する案内、報告等を行う情報共有の手段として活用する。
- (4) その他、研究会の案内や広報等、情報発信の手段の一つとして活用する。

2. 開設及び運用

(1) 開設

学校 web サイトの開設場所は、岐阜大学が指定するサーバとし、附属学校を開設主体とする。

(2) 運用

学校 web サイトの運営にあたっては、国立大学法人岐阜大学ホームページ管理運用規程、同細則、本ガイドライン、国立大学法人岐阜大学個人情報管理規程、教育学部附属学校における個人情報の取扱い内規及び関連の規程等を遵守する。

3. 掲載情報

学校 web サイトへ掲載する情報は、以下の項目について学校長が決定し掲載する。

- (1) 本ガイドラインにもとづいて学校 web サイトを開設していることを明記したものの
- (2) 学校名、学校長名、所在地、電話番号、ファクス番号
- (3) 学校の紹介及び概要
- (4) 年間行事予定と行事の内容
- (5) 学校経営方針
- (6) 校内研究に関わる内容
- (7) 授業、クラブ活動や部活動の状況
- (8) 学校長が学校 web サイトに掲載することが望ましいと判断した情報

4. 情報の発信に関わる留意事項

(1) 発信までの手続き

学校 web サイトによる情報の発信は、学校長の責任において組織的に行う。附属学校において、発信の手順等を以下のように定める。

情報提供者（教諭・情報支援員）→情報担当教諭→ 教頭もしくは副校長→ 学校長

ただし、学校 web サイトの更新にあたり、在籍者数、部活動の活動報告等学校長が認める事項の掲載については、教頭決裁で手続きを簡素化することができる。

(2) 公開してはならない情報

国立大学法人岐阜大学ホームページ管理運用細則により公開してならない情報と定められた情報のほか、下記に掲げる情報の公開をしてはならない。

ア 戸籍、身分に関する情報(氏名、性別、生年月日、住所、国籍、親族関係等)

イ 心身に関する情報(身体状況、病歴、障害等)

ウ 能力、成績に関する情報(学業成績、勤務成績、各種試験成績、資格等)

エ 公的な帳簿及びその写しなどの公開されていない情報(成績、健康診断等)

オ 児童生徒及び保護者の思想、信条に関する情報(思想、信条、信仰、宗教、主義、主張、支持政党等)

カ 児童生徒及び保護者の経歴に関する情報(学歴、職業、賞罰、犯罪歴等)

キ 保護者の財産、収入状況に関する情報(所得、資産状況、納税額等)

ク その他プライバシーの侵害となるおそれのある個人生活に関する情報(趣味、特技、個人写真、家庭状況、移住状況等)

(3) 公開するにあたって承諾を必要とする情報

ア 個人が特定される写真等(肖像権の尊重)

児童生徒の写真等を掲載する場合は、集合場面とする等、個人が特定できないように配慮すること。やむを得ず、個人が特定できる写真等を掲載する場合は、児童生徒本人及び保護者の承諾を得ること。

イ 児童生徒作品(絵画、工作、作文、児童生徒が作成した web サイト等)

児童生徒の著作物を掲載する場合は、原則として個人情報に掲載しないこと。

ただし、教育上必要があると学校長が認める場合は、その範囲を、氏名、学年等最小限にし、児童生徒本人及び保護者の承諾を得ること。

(4) 例外的に公開できる情報(状況によって公開できるもの)

ア 公表することを前提として本人から任意に提出された情報

イ 従来から公表されており、かつ、今後も公開しないこととする理由のないことが明らかである情報

ウ 特定の個人が認識又は識別できない情報

エ 集合写真や校外学習、クラス紹介、行事、委員会活動又はクラブ活動等に関する情報(顔と氏名が一致する公開の仕方を除く。)

オ 人の生命、身体の安全に影響を及ぼす恐れのある情報(毒物等の流失等、人命に関わる事件事故の概要に関する情報等)

(5) メールアドレスの公開

児童生徒が使用するメールアドレスは、情報セキュリティ対策及び迷惑メール防止対策の観点から原則非公開とする。なお、学校 web サイト及び学校 web サイトを

利用して行う意見の聴取に関しては、迷惑メール対策を施したアドレスもしくは別の方法を利用する。

5. 学校 web サイトにおける個人情報の取扱い

学校 web サイトでは、個人情報の収集・利用・管理について、「教育学部附属小学校及び中学校における個人情報の取扱い」の内規に基づいて適切に取扱い、個人情報を学校 web サイトに掲載することは原則禁止とする。ただし、学校行事や児童生徒の作品や諸活動の紹介、その他教育活動を進める上で公開が望ましいと校長が判断した場合には、掲載する目的及び教育的効果と掲載による危険性を検討し、以下の点に配慮して掲載することができる。なお、この場合、当該児童生徒及び、保護者等に対して掲載することにともない、発生が予想される危険性についても説明した上で、必ず同意を得らなければならない。

ア 氏名等

学校 web サイトにより児童生徒の作品等を紹介する場合は、氏名を掲載しない。記事等を紹介する目的から、氏名の掲載が必要である場合は、保護者の許諾を得た上で、「氏名」「学年」に限り掲載することができる。

イ 写真

写真を掲載する場合は、集合写真を使用する等個人が特定できないように配慮する（モザイク・ぼかし等の処理）。なお、記事等を紹介する目的から、個人が特定できる写真を掲載する場合は、当該児童生徒及び保護者等に許諾を得た上であれば掲載できる。

ウ 動画

動画を掲載する場合は、動画の特性である情報量の多さから、個人を特定できないようにする事が難しい。このため、教育活動を進める上で動画を掲載することが望ましいと判断される場合を除き、動画は掲載しない。掲載する場合には、附属学校情報定例会においてその内容について承認を得て、該当児童生徒及び保護者に説明し、許諾を得た上であれば掲載できる。

6. 学校 web サイトにおける著作権等の取扱い

情報発信又は受信後の情報利用については、著作権法及び関連法規を遵守し、適正な利用を行う。

(1) 掲載情報の著作権の取扱い

ア 学校 web サイトに掲載する情報(文章、絵画、写真、音楽等)は、その著作権に十分配慮すること。

イ 無断転載の禁止、複製・引用の可否、制限事項、著作権等にかかわる適切な表示をすること。

ウ 制作、改訂の年月日を表示すること。

(2) 著作権に係る留意事項

- ア 書籍，新聞，雑誌等の文章や記事，写真等を無断で転載しないこと。
- イ テレビやビデオ等から取り込んだ画像や動画データを無断で転載しないこと。
- ウ キャラクターの似顔絵等の画像データを無断で転載しないこと。
- エ 市販ソフトウェアそのもの及び一部改変したデータを無断で転載しないこと。
- オ 楽曲の歌詞又は CD 等から取り込んだデータを無断で転載しないこと。
- カ 作成者に無断でソフトウェア等を第三者に送信しないこと。

(3) 肖像権に係る留意事項

- 芸能人，著名人及び他者の顔写真を無断で転載しないこと。

7. 学校 web サイトのリンクについて

教育を目的とした学校 web サイトへのリンクは原則として認めるが，以下の事項を厳守させるものとする。

- (1) リンク先は，学校 web サイトのトップページとし，岐阜大学教育学部附属学校へのリンクであることがわかるようにする。
- (2) フレーム内に取り込む形でのリンクは認めない。
- (3) リンクする場合は，事前にリンク元の web サイトの名称及び URL，リンクの目的，連絡先等を学校長に連絡する。
- (4) 学校 web サイトから他 web サイトへリンクを設定することについては，学校長が学校教育のために必要と認め，当該 web サイトの権利者の承諾を得たリンクについてのみ設定する。

8. 掲載情報に対する指摘への対応

掲載情報について誤りや苦情の申し出等の指摘があった場合，速やかにその内容や掲載方法について検討し，適切な措置を講じる。

9. 免責事項

利用者が学校 web サイトの情報を用いて行う一切の行為について，学校は一切の責任を負わない。利用者が本 web サイトを利用したことで発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について，学校及び岐阜大学は一切の責任を負わない。

10. ガイドラインの改訂

本ガイドラインは，社会的変化・技術的变化・法令等の改正に伴い，学校長及び附属学校情報関係定例会の協議により見直し，適宜改訂を行うものとする。

附則

本ガイドラインは平成 29 年 2 月 1 日より施行する。

※(注) 岐阜大学ホームページ管理運用細則第2条

(公開内容)

第2条 規程(岐阜大学ホームページ管理運用規程)第2条に基づき、本学ホームページは、本学における教育、研究及び社会貢献活動に関わるものの公開を原則とし、次の各号に掲げる情報を公開してはならない。

- 一 知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- 二 人権若しくはプライバシーを侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- 三 個人若しくは団体の名誉をき損するもの又はそのおそれのあるもの
- 四 商業的行為等特定の個人又は団体の営利活動につながるもの
- 五 政治・宗教活動を目的とするもの
- 六 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- 七 匿名による情報受発信を著しく助長するもの又はそのおそれのあるもの
- 八 その他法令に違反するもの